

令和6年度都立学校施設開放事業（テニスコート）について

1 施設開放予定日について

「令和6年度桜修館中等教育学校施設開放スケジュール」をご確認ください。
利用目的は原則として練習、練習試合となります。登録のない団体との試合等を行えません。
また、急な行事や悪天候の状況により、開放の中止等の可能性がございますことをあらかじめご了承ください。

2 団体登録方法について（受付期間：令和6年3月28日（木）まで）

登録方法

「東京共同電子申請・届出サービス」から登録してください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1675229202933>

また、上記HPより東京都を選択し、キーワード検索で「都立学校施設開放事業 使用団体登録」と入力することでも、当該申請選択画面に移行できます。（簡易申請 高等学校以外を選択してください。）

※ 事前に「東京共同電子申請・届出サービス」にて「申請者情報登録」が必要です。また、手続きの途中で「登録団体構成表（Excel）」の作成が必要になります。

※ 団体登録の有効期間は1年間とさせていただきます。

対象

次の条件を満たす団体

- (ア) 主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された 10 人以上の団体
- (イ) 指導統括を行う 20 歳以上の責任者がいる団体
- (ウ) アマチュア活動を目的としている団体
- (エ) 営利を目的としない団体
- (オ) 団体の運営が計画的、組織的に行われており、定期的に活動を行っている団体

3 登録後の手続きの流れ

- ① 提出された書類を審査し登録を決定した団体に、東京共同電子申請・届出サービス内で「都立学校施設使用団体登録証」を交付します。
あわせて利用希望日時調査票をデータ送付しますので、オンライン上でご回答いただきます。
- ② 希望日時が重複した場合は抽選とします。本校学校開放事業運営委員会が抽選を行い、6月上旬頃に結果を通知します。
- ③ 使用日時の決定通知の送付と合わせ、登録団体の管理指導員の委嘱を行います。管理指導員は原則、団体責任者の方に引き受けていただきます。
- ④ 「都立学校開放施設使用申込書」及び管理指導員「承諾書」を提出いただきます。
- ⑤ 「都立学校使用承認書」を交付いたします。

4 その他

団体登録、利用上の注意当、下記ホームページをご参照ください。
東京都生涯学習情報ホームページ「都立学校体育施設開放について」
<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/kaihou/taiiku.html>

(問い合わせ先)

都立桜修館中等教育学校 経営企画室 施設開放担当
電話：03-3723-9966